

○大雪消防組合消防団協力事業所 表示制度取扱基準

〔平成19年4月1日〕
制 定

改正 平成24年5月10日

1 第4条第1号関係

団員の消防活動に積極的に協力していると認められ、団員を2名以上かつ5年以上雇用している事業所

2 第4条2号関係

- (1) 団員の勤務時間中の出動及び訓練等に関し、服務等の配慮をしている事業所
- (2) 団員が消防活動を行う際に、給与等の配慮をしている事業所
- (3) 団員が消防団活動を行うことに対して、不利な取扱いをしないように内部規程等を定めている事業所

3 第4条3号関係

災害時における消防団に関する協定や覚書を組合と締結し、消防団活動に係る資機材を提供する等の協力をしている事業所

4 第4条4号関係

- (1) 災害時における事業所の重機などの資機材の提供と併せてその資機材の操縦技術等を有する従業員を機能別消防団として協力している事業所
- (2) 災害時における事業所の敷地を避難所として提供し、併せて従業員を機能別消防団員として応急救護等の防災活動に協力している事業所

5 第9条関係

管理者は、1に定める基準を満たさない場合にあっても、他の基準を満たしており、消防団活動に積極的に協力していると認められるときには、1回に限り認定を更新できるものとする。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月10日）

この基準は、平成24年4月1日から適用する。